



2026年2月25日

各位

会社名 株式会社ピアラ
代表者名 代表取締役社長 飛鳥 貴雄
(コード番号：7044 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 C F O 松田 淳
(TEL 03-6362-6831)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月25日開催の取締役会におきまして、2026年3月26日開催予定の当社第22回定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、現行定款第21条（取締役の任期）の変更を行うものであります。
- 法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、現行定款第32条（監査役の任期）の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条（条文省略）	第1条～第20条（現行通り）
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
第22条～第31条（条文省略）	第22条～第31条（現行通り）

<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第33条～第47条（条文省略）</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開始の時までの間とする。</u></p> <p>5 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第33条～第47条（現行通り）</p>
--	--

3. 日程

株主総会開催日 : 2026年3月26日（予定）
定款変更効力発生日 : 2026年3月26日（予定）

以 上